

ID: 460

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	排水設備の工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市個別排水処理施設条例 第9条		
例 規 番 号	平成18年条例第201号		
【根拠条文】 (排水設備の工事検査) 第9条 排水設備の新設等を行った者(以下「設置者」という。)は、その工事を完成したときは、工事の完成した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日